

令和7年度

最上川下流左岸農業水利事業

毒蛇排水機場周辺整備他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所

第1章 総則

最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水機場周辺整備他工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営最上川下流左岸土地改良事業計画に基づき、毒蛇排水機場周辺整備、中央排水機場周辺整備及び大和排水機場原形復旧を行うものである。

2. 工事場所

山形県酒田市丸沼地内他

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

(1) 毒蛇排水機場周辺整備

ア 場内整備

舗装工(路盤含む)	2,882m ²
盛土工	100m ³
縁石設置	50.7m
外灯設置(配線含む)	4箇所

イ 遊水池工

底版コンクリート	26m ³
----------	------------------

ウ 自然排水路法面

法面復旧	58m ²
------	------------------

エ 既設吐出水槽

表面被覆工	16m ²
-------	------------------

オ 管理用道路

舗装工(路盤含む)	288m ²
ガードレール	23m
土留壁	7箇所

カ 仮設工

	1式
--	----

(2) 中央排水機場周辺整備

ア 場内整備

舗装工(路盤含む)	1,706m ²
-----------	---------------------

イ 原形復旧工(旧中央排水機場)

	6,150m ²
--	---------------------

(3) 大和排水機場原形復旧

ア 原形復旧

整地工	7,265m ²
-----	---------------------

イ 道路工

舗装版切断	164m
舗装版破碎	443m ²

4. 工事数量

別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等、40日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日を含んでいる。

2. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等は別に通知する。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月15日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている116日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年12月5日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者からの変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土及び粘性土を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 隣接地への対策

本工事周辺では営農が行われているので、営農に支障が生じないように配慮し、道路、水路に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないように十分注意して施工しなければならない。

また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分留意して施工するものとする。

なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は受注者の責任において処理しなければならない。

(3) 交通対策

ア 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車輛の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車輛は、工事区域内外の運行に際し、制限速度等を遵守しなければならない。

イ 工事用車輛は、主要資材の搬入搬出及び仮設材運搬時等において、車輛からの流出、飛散等を防止しなければならない。

ウ 工事用車輛の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車輛の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこと。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 現場内への立ち入り制限等

安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。

3. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 工事用進入路

毒蛇排水機場周辺整備工事の工事現場への進入に際しては、県道44号線（酒田市新堀前岡）から毒蛇排水機場管理用道路へ、中央排水機場周辺整備工事の工事現場への進入に際しては、県道47号線（酒田市落野目字新田）から農道へ、大和排水機場原形復旧工事の進入に際しては、庄内東部広域農道（庄内町堀野字下堀野）から町道、農道へ進入する計画としているが、管理用道路の走行に際しては、一般車両及び歩行者等に十分留意し、安全確保に努めなければならない。

なお、工事期間中は受注者の責任において維持管理を行うものとし、善良な道路使用にも関わ

らず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 敷鉄板

大和排水機場原形復旧工事で撤去した敷鉄板は大和排水機場へ運搬するものとする。

2. 仮廻し水路工（毒蛇排水機場）

- (1) 遊水池及び自然排水路は大型土のうの締切りによる仮廻しを行うものとし、施工前に配置等についての計画書を提出するものとする。なお、使用する大型土のうは現地に仮置きしてある大型土のうを流用するものとするが、これにより難い場合は監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 仮廻し水路工の施工に当たっては、施工前に機械の配置、敷設、撤去等について計画書を提出するものとする。なお、積算上の工種区分等については現場説明書のとおり計画しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- (3) 使用後の大型土のう中詰め材は、庄内町資材置き場に搬出するものとし、共通仕様書第1編1-1-21に基づき監督職員に報告するものとする。

3. 資材置場

資材置場は次表のとおり、搬出する資材類は次表のとおりである。

場所	名称	摘要
山形県東田川郡庄内町余目字島ノ内 (庄内町資材置き場)	大型土のう中詰め土	

3. 建設発生土受入地

建設発生土受け入れ地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。

名称	所在地	搬出予定量	摘要
建設発生土受入地	山形県東田川郡庄内町堀野西砂子262	207m ³	大和排水機場南側

受入地では、残土受入地処理を行うものとする。

4. 排水処理工

工事現場内における締切内の排水量は、次表のとおり想定している。

工種	排水区分	排水量	箇所数
既設吐出水槽表面被覆工 遊水池底版コンクリート工	常時排水	0m ³ /h以上 7 m ³ /h未満	2 (1台／箇所)

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－1、別図－2及び別図－3に示すとおりである。

ただし、工事用地は協議により、変更する場合がある。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、範囲及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

- (3) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。
- (4) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。
- (5) 工事用地等の周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。

第7章 支給材料

1. 支給材料

支給材料は計画していない。

なお、大型土のうち詰土は、庄内町建設発生土受入地に仮置きされている材料を使用し、使用後土砂は庄内町資材置き場へ運搬する。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) アスファルト

再生密粒度アスコンAs13

(2) 碎石及び骨材等

粒度調整碎石M-40

再生クラッシャーランRC-40

(3) コンクリート二次製品

歩車道境界ブロック

(4) コンクリート

JIS A 5308レディーミクストコンクリートとし、配合諸元は次表のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	歩道用境界ブロック 基礎コンクリート (外灯) 底版コンクリート 土留壁

(5) 表面被覆材

無機系被覆材

試験方法等		規格値
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間4 週間	中性化深さ5mm以下（中性化速度係数18mm/√年以下）
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度20±2℃、相対湿度60±10%で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数10サイクル	各試験条件における付着強度
		標準条件 1.5N/mm ² 以上
		多湿条件 1.5N/mm ² 以上
		低温条件 1.5N/mm ² 以上
		水中条件 1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰り返し条件 1.0N/mm ² 以上
		温冷繰り返し条件 1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561（28日養生）	21.0N/mm ² 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度23±2℃、湿度50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案） （材齢28日、10時間経過後）	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5以下、HPFRCC：2.5以下
凍結融解試験	JIS A 1148（A法） 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数85%以上

2. 見本又は資料提出

主要材料及び監督職員が必要と認めた材料については、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
アスファルト	配合報告書、試験成績書
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書
溶接金網	カタログ
砕石	試験成績書、粒度分析表
ガードレール	カタログ、試験成績書
プライマー	カタログ
表面被覆材（無機系）	カタログ、配合計画書
外灯設備（配線資材含む）	カタログ、仕様書
人工芝（ワラ芝）	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、これ以外の材料についても、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
コンクリート	圧縮強度試験	50m ³ 毎に 1 回
表面被覆材（無機）	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。

4. 資材の調達地域等

次の資材は、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更のないようについて協議するものとする。

資 材 名	規 格	調 達 地 域 等
コンクリート		酒田市
アスファルト	再生密粒度アスコンAS13	酒田市
再生クラッシャーラン	RC-40	鶴岡市
山砂		鶴岡市

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事に使用する購入土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）の写しを監督職員に提出しなければならない。

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 境界標識等

本工事の施工に先立ち、境界標識等について事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。なお、境界標識等は工事施工中に移動又は紛失しないよう留意しなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せの上、引照杭等を設け工事施工後に復元するものとする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤 縁石 基礎碎石（外灯） 歩道境界ブロック
アスファルト	再生密粒度アスコン As13	表層

また、上記の他、再生資源の利用が必要となる場合は、予め監督職員と協議の上、使用するものとする。

なお、利用する再生資材の入手が困難な場合は、使用材料等について監督職員と協議するものとする。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を利用する場合、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	(株)安藤組	山形県東田川郡庄内町 提興屋字中島80	8:00～17:00	再資源化 施設業者
プラスチック廃材	(株)エコー	山形県酒田市高砂字官 林続10-17	8:30～16:30	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

5. 土工

(1) 掘削

ア 掘削発生土は、埋戻及び盛土に流用するもののほか全て、庄内町建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

イ 掘削において、過掘となった場合は購入土を用いて(2)に準じて転圧を行い、埋戻さなければならない。

ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

ア 埋戻一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、地山と同等程度に締固めなければならない。

イ 本工事における埋戻材料は、掘削発生土を使用することで考えているが、掘削発生土が埋戻材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 既設構造物撤去工

(1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に監督職員の立会の上、撤去範囲の確認を得るものとする。なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 撤去した無筋コンクリート殻は、3. に示す処理施設へ搬出するものとする。

7. 舗装工

(1) アスファルト舗装工

ア マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。

表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126 リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。

イ 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

8. 既設吐出水槽表面被覆工

(1) 準備工

ア 湧水や降雨が構造物背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

また、施工に支障となる樹木や草、泥土等が存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

イ 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のため、必要に応じてビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 試験施工

下地処理工の着手にあたっては、事前に洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗（凹凸）量を把握するための試験施工を行い、その結果により必要洗浄圧に変更が生じる場合においては監督職員と協議するものとする。

ア 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

イ 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設構造物表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	下地処理	下地処理後	
		不陸(凹凸)調査	付着強度試験
試験位置	補修箇所1地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	左右側壁1箇所	同左	同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3個
調査方法	1箇所毎に噴射圧力を3ケース調査	測線間隔6cm格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力1ケース毎に、左右側壁の全2箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上

(3) 下地処理工

ア 高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

イ 標準洗浄圧は14.7MPaを想定しているが、高圧洗浄機等の使用に先立ち試験施工を行い、上記(2)に示す付着強度を満足する水圧を確認し監督職員に報告しなければならない。

(4) 施工範囲の確認

ア 施行範囲は、発注者が示す図面により、表面被覆の位置及び範囲を確認する。図面に記載のない、コンクリート劣化が確認された場合には、図面に追補するとともに写真等を記録するものとする。また、併せて、監督職員立会の上、施工の対象とするか否かについて協議するものとする。

(5) 表面被覆工（無機系）

ア 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーの施工に際しては、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

イ 不陸調整

不陸（凹凸）の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

ウ 被覆工

ローラー、金コテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

以上の作業においては、プライマーの打継有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

エ 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

オ 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

9. 遊水池底版コンクリート工

(1) 準備工

ア 施工に先立ち、底版上に堆積している土砂を除去するものとし、湧水や降雨が流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

イ 降雨や降雪対策、養生温度の確保等のため、必要に応じてビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 洗浄工

洗浄機を用い既設底版コンクリート表面の泥や藻、苔の付着及び剥離箇所等局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

(3) 底版コンクリート

ア コンクリートの施工に当たっては、十分に湧水処理を行うものとする。

イ コンクリートの打込み後は、適切な方法で養生を行うものとする。

ウ 伸縮目地は計上していないが、現場条件により必要と考えられる場合においては、監督職員と協議するものとする。

10. 自然排水路法面復旧工

(1) 法面復旧

ア 施工に当たっては、事前に復旧範囲を示した展開図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

イ 法面復旧については、復旧範囲について法面整形仕上げ後に、法面芝付け工を行うものとする。

11. 管理用道路土留壁工

管理用道路の土留壁の施工にあたっては、事前に監督職員立会いの上、施工範囲の確認を得るものとする。

なお、現場条件により形状寸法、施工範囲について差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

12. 外灯工

外灯（街路灯 3 灯、投光器 1 個）を図面に示す箇所に設置するものである。

外灯までの配線及び、電線管の一部は設置されていないので、本工事において電線管の埋設及び配線を行うものとする。

13. 整地工

(1) 表土扱い

ア 表土厚は仕上がり厚 15cm 以上確保できるよう想定しているが、表土の剥ぎ取りに先立ち、監督職員、地元関係者等の立会のもと表土厚さの確認を行い、特に厚さが確保できないと予想される場合は、監督職員と協議しなければならない。

イ 表土戻しは基盤仕上げ終了後、表土をブルドーザにより厚さ 15cm に均平になるよう、また、石礫その他雑物の混入により耕作に支障のないよう十分に施工しなければならない。

(2) 基盤整地

ア 基盤均平作業は作業の良し悪しにより、田面乾燥・耕土厚・作物育成にむらを生じる原因となり、しかも、表土戻しの後、手直し作業は非常に困難であるので、作業は細心の注意を払って仕上げなければならない。

(3) 表土整地

ア 表土均平は乾土均平工法とする。

イ 降雨・積雪・土壌の凍結等施工条件の悪い時は、原則として作業をしてはならない。

14. その他

(1) 敷鉄板及び盛土撤去の際は、隣接する耕地に異物が混入しないよう十分注意して施工するものとする。なお、異物が混入した場合は、丁寧に除去するものとする。

(2) 立木等により施工に支障が生じる場合については、監督職員と協議するものとする。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は次によらなければならない。

(1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

(2) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(3) 出来形管理

ア 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

遊水池工

工 種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
底版コンクリート工			
底版コンクリート工	幅	基準値：-65mm 規格値：-100mm	施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。
	厚さ	基準値：-13mm 規格値：-20mm	

(4) 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
底版コンクリート工		
底版コンクリート工	仮締切工毎につき 1 箇所割合で撮影する。左右岸を撮影する。	施工状況、使用機械、スランプ計測状況、厚さ、法長、面積測定状況を撮影する。

表面被覆工

工 種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所割合で処理面を目視確認する。
表面被覆工（無機系）	被覆厚さ	基準値： 側壁 +3mm、-0mm 底版 +7mm、-0mm 規格値： 側壁 -0mm 底版 -0mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所割合で測定する。1 箇所につき左右側壁及び底版の 3 点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所割合で被覆面を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。

イ 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	撮影基準	撮影箇所
下地処理	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影する。
表面被覆工（無機系）	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
	全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

(5) 品質管理

ア 補修工事における品質管理項目は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
下地処理	付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が $1.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上 底版：3個の平均値は $1.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、かつ個々の値は $0.85\text{N}/\text{mm}^2$ 以上。	下地処理後 500 m^2 ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個
表面被覆工（無機系）	圧縮強度（材齢28日）	JSCE-K561	$21.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のも のから採取 ②試験頻度：500 m^2 ごとに1回 ③試験体：円柱試験体（ $\phi 50\text{mm}$ $\times 100\text{mm}$ ）を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日 まで $20^\circ\text{C} \pm 2^\circ\text{C}$ の水中養生
	付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が $1.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上 底版：3個の平均値は $1.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、かつ個々の値は $0.85\text{N}/\text{mm}^2$ 以上。	表面被覆後 500 m^2 ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個

3. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準別表第2撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない

い。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準別表第2撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（「https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、両者協議の上、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 土質状況等により構造及び工法を変更した場合
2. 転石が出現した場合
3. 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合
4. 排水方法の変更、排水量が著しく増減した場合及び排水処理が必要となった場合
5. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による変更が生じた場合
6. 土質状態により、建設発生土の処理等を追加する場合
7. 既設構造物表面状態により、新たな補修工が必要となった場合
8. 表面被覆工の高圧洗浄圧力、施工方法、施工範囲及び数量に変更が生じた場合
9. 遊水池底版の現場状況により施工方法、施工範囲及び数量に変更が生じた場合
10. 外灯の設置場所及び電線管の配管ルートに変更が生じた場合
11. 現場外への土砂及び大型土のう等の搬出が必要となった場合
12. 水田の原形復旧が必要となった場合
13. 管理用道路の始点部に新たな工事の追加が必要となった場合
14. 施工上新たな工種の追加が必要となった場合
15. 交通対策等が必要となった場合
16. 除雪量に変更が生じた場合
17. 大型土のうの配置及び数量に変更が生じた場合
18. 既設道路、工事用道路の使用状況により道路補修が必要となった場合
19. 建設資材廃棄物の追加又は処理量に変更が生じた場合

20. 用地境界杭の設置が必要となった場合
21. 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成等を指示した場合
22. 遠隔確認を行う場合
23. 歩掛調査、間接工事費等諸経費動向調査等を追加する場合
24. 第三者との協議により変更が生じた場合
25. その他両者協議の上、必要と認めた場合

第13章 その他

1. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

ア 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額

の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

キ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の力のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R) 正副2部
- ・ 工事完成図書の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。

4. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、

対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行なう対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記 7. (1)、(2)、(3) 及び (4) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 週休 2 日制工事の施行

(1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休 2 日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体

を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合等があれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する

ア 補正係数

項目	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に 2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5% (8日/28日以上))
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。

週単位の週休2日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日n取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として、「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数う10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.02

8. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

9. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

11. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
- ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
（7.5点）
- ☐ 令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。（5点）
- ☐ 令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。（2.5点）

15. 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「毒蛇排水機場、中央排水機場、大和排水機場」(以下、工事箇所という)』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。

一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

(3) 本工事は「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)盛土工				
路体（築堤）盛土・埋戻	仮設ヤード整地	m ³	100	
2. 舗装工				
(1)舗装準備工	毒蛇排水機場敷地			
不陸整正		m ²	2,882	
(2)舗装準備工	管理用道路			
不陸整正		m ²	288	
(3)アスファルト舗装工	毒蛇排水機場敷地			
下層路盤（車道・路肩部）		m ²	1,944	
上層路盤（車道・路肩部）		m ²	2,882	
表層（車道・路肩部）		m ²	2,882	
(4)アスファルト舗装工	管理用道路			
下層路盤（車道・路肩部）		m ²	288	
上層路盤（車道・路肩部）		m ²	288	
表層（車道・路肩部）		m ²	288	
3. 付帯施設工				
(1)安全施設工	管理用道路			
ガードレール	塗装品C-4E	m	23	
縁石工	毒蛇排水機場敷地	m	50.700	
4. 照明設備				
(1)外灯設備				
外灯a（街路灯）	LST1-6300LM	灯	3.000	
外灯b（投光器）	LJP1M-18000LM	個	1.000	
(2)基礎コンクリート	外灯 a			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
基礎コンクリート（外灯 a）		m ³	1.400	
型枠		式	1	
（3）基礎砕石	外灯 a			
基礎砕石（外灯 a）		m ²	1.900	
（4）土工	外灯 a			
床堀		m ³	10.000	
埋戻		m ³	8.000	
（5）電線				
電線管（外灯 a、外灯 b）	EM-CE 3.5sq-2C	m	264.600	
電線管		m	30.500	
埋設シート		m	30.500	
（8）土工	電線管			
床堀		m ³	17.000	
埋戻		m ³	17.000	
（9）接地工				
5. 遊水池底版整備				
（1）遊水池底版コンクリート	既設利用底版			
堆積土砂撤去	掘削～現場外搬出	m ³	12.000	
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	170.000	
溶接金網設置工	φ6 150×150	m ²	170	
コンクリート		m ³	26	
（2）既設構造物撤去工	既設導流壁			
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	m ³	0.900	
殻運搬		m ³	0.900	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m ³	0.900	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
6. 法面復旧工				
(1) 法面復旧工	自然排水路右岸側法面			
法面整形		m ²	58.000	
芝付工		m ²	58.000	
7. 管理用道路土留壁	7箇所			
(1) 管理用道路土留壁	7箇所			
床掘り		m ³	7	
溶接金網設置工	φ 6 150×150	m ²	7	
型枠		m ²	17	
コンクリート		m ³	1.4	
埋戻		m ³	3	
8. 既設吐出水槽補修				
(1) 既設吐出水槽補修	表面被覆工			
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	16.000	
表面被覆工（左官）	無機系被覆材	m ²	16.000	
足場	単管傾斜	式	1	
9. 仮設工				
(1) 仮廻し水路工				
大型土のう	製作～設置～撤去	m ³	117	
大型土のう	土砂運搬	m ³	117.000	
大型土のう	再設置（毒蛇排水機場） ～撤去	m ³	90	
大型土のう土砂運搬		m ³	207.000	
大型土のう処分		枚	207.000	
(2) 排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	0以上～7未満	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 0 . その他				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 舗装工				
(1) 舗装準備工	中央排水機場敷地			
不陸整正		m ²	1,706	
(2) 舗装準備工	場内道路			
不陸整正		m ²	715	
(3) アスファルト舗装工	中央排水機場敷地			
下層路盤（車道・路肩部）	RC-40、t=7cm	m ²	1,403	
上層路盤（車道・路肩部）	M-40、t=7cm	m ²	1,706	
表層（車道・路肩部）	再生密粒度AS13、t=4cm	m ²	1,706	
(4) アスファルト舗装工	場内道路			
上層路盤（車道・路肩部）	M-40、t=8cm	m ²	715	
表層（車道・路肩部）	再生密粒度AS13、t=4cm	m ²	715	
2. 原形復旧工（旧中央排水機場）				
(1) 耕地復旧				
田面すき取り		m ²	6,150.000	
洗砂敷設		m ³	246.000	
基盤整地		ha	0.620	
表土埋戻		m ²	6,150.000	
水田整地工		ha	0.620	

別紙1-3

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 仮設ヤード				
(1) 原形復旧工				
掘削	借地田	m ³	1,490	
土砂等運搬	借地田	m ³	1,490	
田面整地	借地田	m ²	6,455.000	
畦畔復旧		m	95.400	
(2) 仮設ヤード撤去工				
土木シート撤去		m ²	4,107.000	
(3) 仮設ヤード進入路原形復旧工				
掘削	借地田進入路	m ³	18	
土砂等運搬	借地田進入路	m ³	18	
2. 交差点②				
(1) 原形復旧工	交差点②			
掘削	交差点②	m ³	103	
土砂等運搬	交差点②	m ³	103	
田面整地	交差点②	m ²	315.000	
(2) アスファルト舗装工				
舗装版切断		m	40.000	
舗装版破碎		m ²	253.000	
不陸整正		m ²	40.000	
表層（車道・路肩部）		m ²	40.000	
(3) 撤去工				
土木シート撤去		m ²	320.000	
敷鉄板撤去		枚	6.000	
3. 交差点③				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)原形復旧工	交差点③			
掘削	交差点③	m3	11	
土砂等運搬	交差点③	m3	11	
田面整地	交差点③	m ²	20.000	
(2)アスファルト舗装工				
舗装版切断		m	28.000	
舗装版破碎		m ²	10.000	
(3)撤去工				
土木シート撤去		m ²	20.000	
敷鉄板撤去		枚	4.000	
4. 待避所A～C				
(1)原形復旧工	交差点①			
掘削	待避所A～C	m3	97	
土砂等運搬	待避所A～C	m3	97	
田面整地	待避所A～C	m ²	475.000	
(2)アスファルト舗装工				
舗装版切断		m	96.000	
舗装版破碎		m ²	180.000	
(3)撤去工				
土木シート撤去		m ²	393.000	
5. 処分				
(1)処分				
土木シート処分		m3	5.140	
殻運搬		m3	18.000	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m3	18.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
6. その他				

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送(水 上輸送を含む)をするために 要する費用(運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
	現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用			労働者の食事補助、交通費の 支給	
小 計				
合 計				

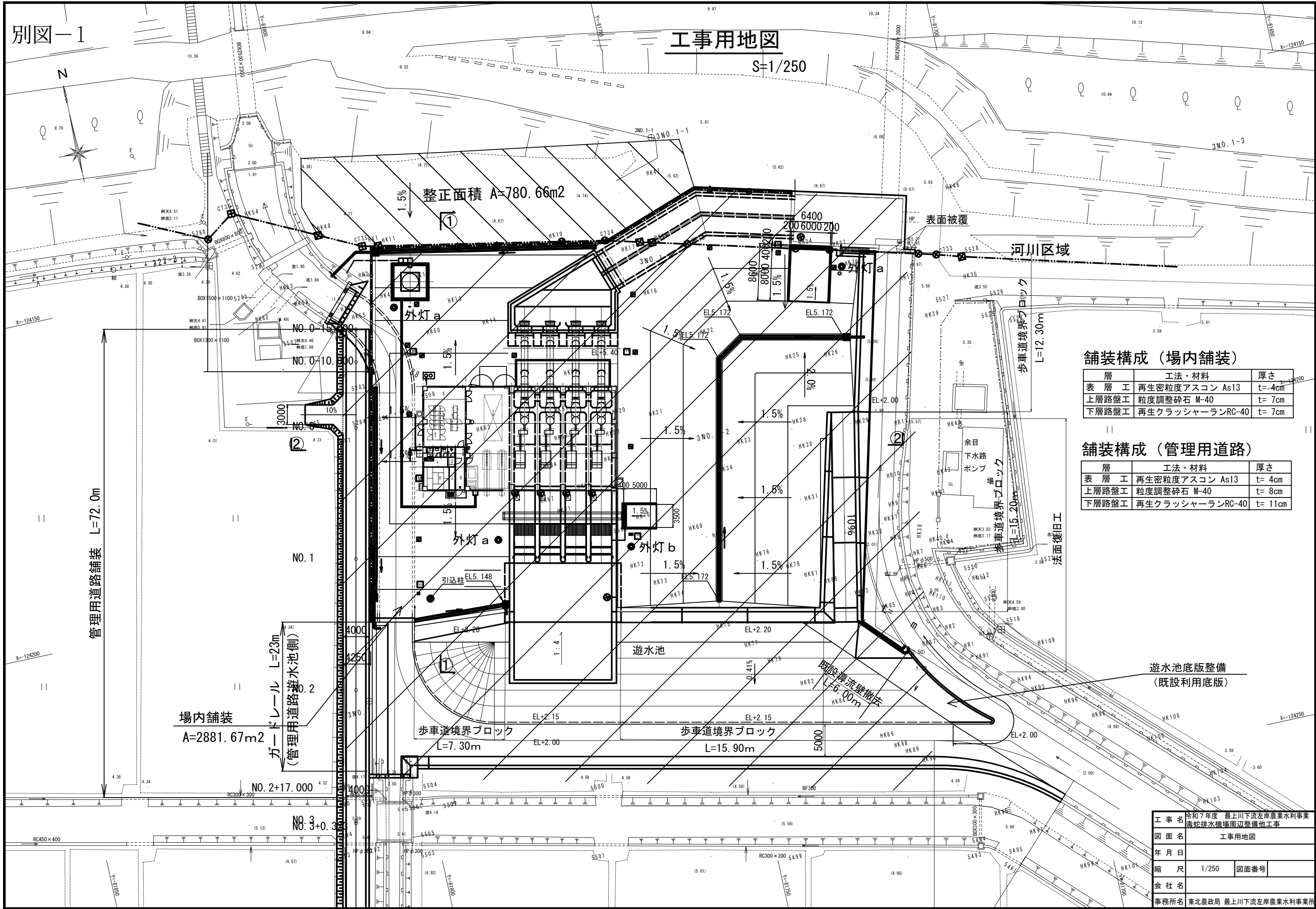
実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

別図-1

工事用地図

S=1/250



舗装構成（場内舗装）

層	工法・材料	厚さ
表層工	再生密粒度アスコン As13	t=4cm
上層路盤工	粒度調整碎石 M-40	t=7cm
下層路盤工	再生クラッシャーランRC-40	t=7cm

舗装構成（管理用道路）

層	工法・材料	厚さ
表層工	再生密粒度アスコン As13	t=4cm
上層路盤工	粒度調整碎石 M-40	t=8cm
下層路盤工	再生クラッシャーランRC-40	t=11cm

遊水池底版整備
（既設利用底版）

工事名	令和7年度 最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水機場周辺整備他工事		
図面名	工事用地図		
年月日			
縮尺	1/250	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所		

別図－2

工事用地図

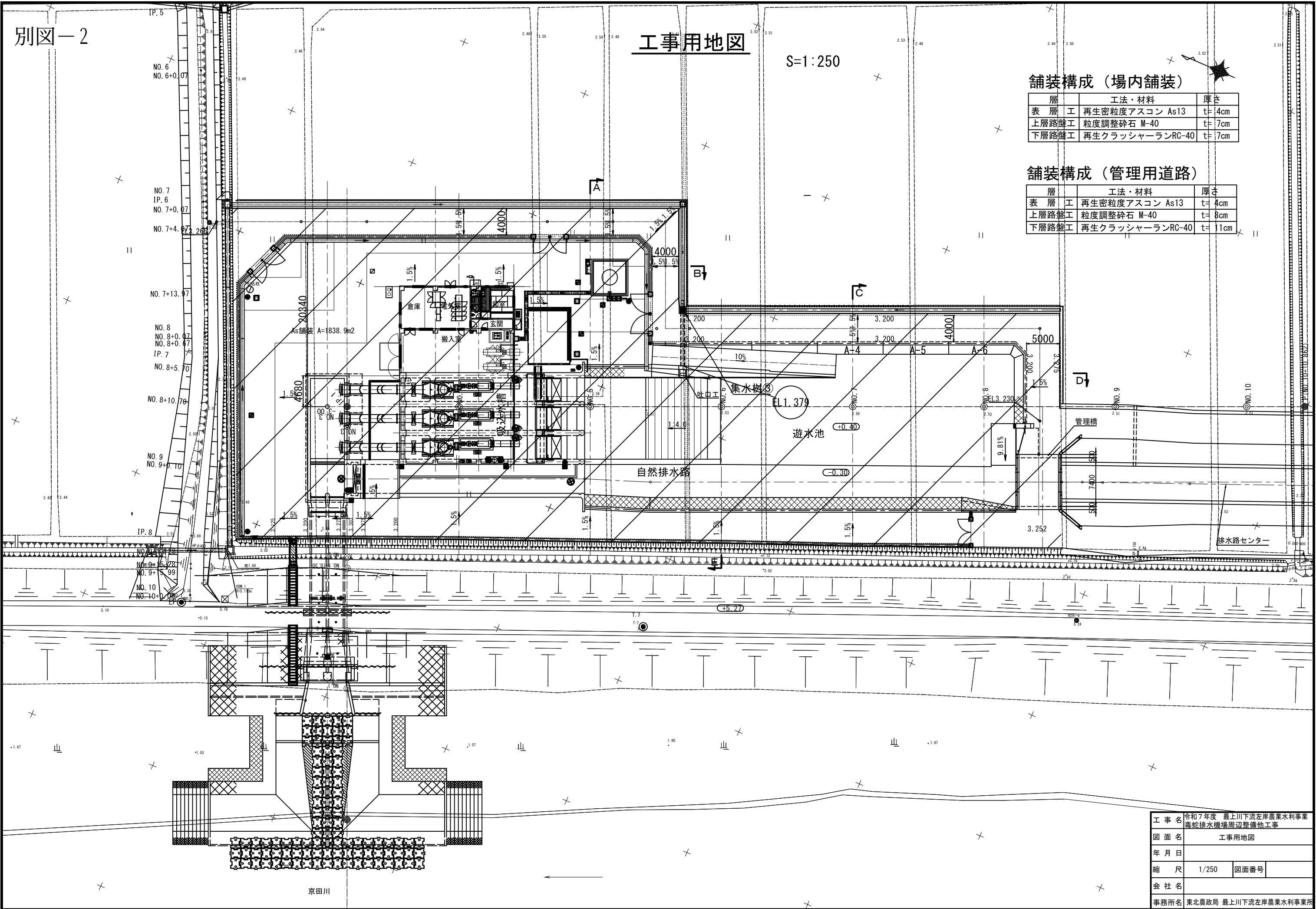
S=1:250

舗装構成（場内舗装）

層	工法・材料	厚さ
表層工	再生密粒度アスコン As13	t=4cm
上層路盤工	粒度調整碎石 M-40	t=7cm
下層路盤工	再生クラッシャーランRC-40	t=7cm

舗装構成（管理用道路）

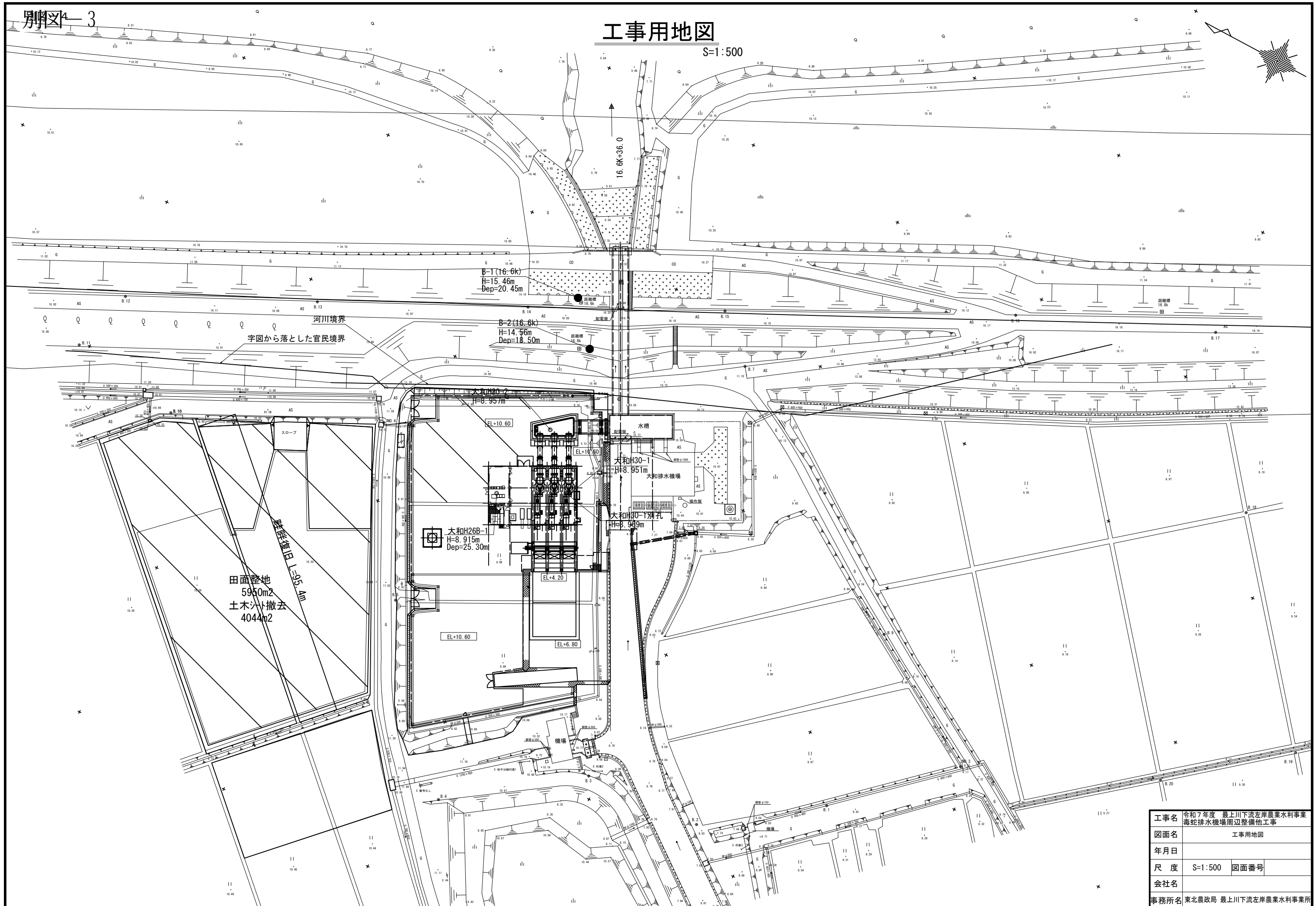
層	工法・材料	厚さ
表層工	再生密粒度アスコン As13	t=4cm
上層路盤工	粒度調整碎石 M-40	t=8cm
下層路盤工	再生クラッシャーランRC-40	t=11cm



工事名	令和7年度 最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水機場周辺整備他工事		
図面名	工事用地図		
年月日			
縮尺	1/250	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所		

工事用地図

S=1:500



工事名	令和7年度 最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水機場周辺整備他工事		
図面名	工事用地図		
年月日			
尺度	S=1:500	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所		

令和 7 年度

最上川下流左岸農業水利事業

毒蛇排水機場周辺整備他工事

図面目録

(1/2)

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	毒蛇排水機場場内整備計画平面図	1	
3	毒蛇排水機場場内整備計画横断図	1	
4	毒蛇排水機場場内整備法面復旧図	1	
5	毒蛇排水機場場内整備配線配管図	1	
6	毒蛇排水機場場内整備管理用道路平面図	1	
7	毒蛇排水機場場内整備管理用道路復旧図	1	
8	毒蛇排水機場場内整備表面被覆工構造図	1	
9	毒蛇排水機場場内整備仮設計画平面図	1	
10	中央排水機場場内整備計画平面図	1	
11 — 1	中央排水機場場内整備計画横断図 (1/5)	1	
11 — 2	中央排水機場場内整備計画横断図 (2/5)	1	
11 — 3	中央排水機場場内整備計画横断図 (3/5)	1	
11 — 4	中央排水機場場内整備計画横断図 (4/5)	1	
11 — 5	中央排水機場場内整備計画横断図 (5/5)	1	
12	大和排水機場原形復旧仮設ヤード復旧平面図	1	
13	大和排水機場原形復旧仮設ヤード進入路撤去平面図	1	
14	大和排水機場原形復旧施工位置図	1	
15 — 1	大和排水機場原形復旧交差点平面・横断図②	1	
15 — 2	大和排水機場原形復旧交差点平面・横断図②-1	1	
15 — 3	大和排水機場原形復旧交差点平面・横断図③	1	
16 — 1	大和排水機場原形復旧待避所平面・横断図A	1	

令和 7 年度

最上川下流左岸農業水利事業

毒蛇排水機場周辺整備他工事

図面目録

(2/2)

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備考
16 — 2	大和排水機場原形復旧待避所平面・横断図B	1	
16 — 3	大和排水機場原形復旧待避所平面・横断図C	1	
17	旧中央排水機場水田原形復旧工図	1	
計		25	